

取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備及び不公正取引防止のための 売買管理体制の整備に伴う取引参加者規程の一部改正等について

平成21年3月30日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、幹事取引参加者の当取引所市場への上場適格性に関する調査の水準を維持・向上させる観点から、幹事取引参加者に対して社内規則の制定その他の必要な措置を講じて上場適格性調査体制を整備することを求めることとし、また、取引参加者における不公正な取引を防止するための売買管理体制の整備の一環として、取引参加者が内部者取引に係る事後的な売買審査を強化し、その審査結果等を当取引所に報告すること、取引参加者が自己売買についても適切な売買管理体制を整備することを求めることとするなど、取引参加者規程等について、所要の改正等を行うこととする。

II. 改正概要

1. 取引参加者における上場適格性に係る調査体制の整備について

(1) 上場適格性に係る調査の実施

幹事取引参加者は、以下に掲げる有価証券の上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、それぞれ以下に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行うものとする。

- ① 上場申請（セントレックスへの上場申請を除く。）が行われる株券（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける株券を除く。）

株券上場審査基準第2条第1項各号に掲げる事項

- ② セントレックスへの上場申請が行われる株券（株券上場審査基準第6条第3項の規定の適用を受ける株券を除く。）

株券上場審査基準第5条第1項各号に掲げる事項

(2) 監査人からの意見聴取

幹事取引参加者は、上場適格性調査の対象となる者の財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等から意見を聴取するものとする。

(備考)

・取引参加者規程第26条の4

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第3条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第4条

(3) 幹事取引参加者の交代等があった場合の対応

幹事取引参加者は、上場申請を行おうとする者に係る以下に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

- ① 指名を予定していた幹事取引参加者の交代
- ② 選任又は選任を予定していた財務諸表等又は中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の交代
- ③ 上場申請を予定していた金融商品取引所等の変更

(4) 社内記録の作成、保存

幹事取引参加者は、上場申請を行った者に対する上場適格性調査について、以下に掲げる社内記録を作成し、上場申請日から5年間当該記録及び記録作成の基となる資料及び情報を保存するものとする。

- ① 上場適格性調査において収集した資料及び情報（上場適格性調査の結果に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- ② 上場適格性調査の結果の形成過程に係る記録

(5) 上場日までの企業動向の把握

幹事取引参加者は、上場申請を行った者について、当該上場申請後、上場日までの期間において、上場適格性調査の結果に影響を及ぼすおそれのある事象を認めた場合には、直ちに当該事象に係る内容を当取引所へ報告するものとする。

(6) 上場適格性調査の独立性の確保

幹事取引参加者は、以下に適合する組織体制を整備するものとする。ただし、幹事取引参加者が上場適格性調査において独立した意見形成を行うことができる体制を実質的に構築しているものと当取引所が認める場合を除く。

- ① 上場適格性調査を行う部門（以下「上場適格性調査部門」という。）を設置すること。
- ② 上場適格性調査部門において上場適格性調査を行う担当者は、新規上場案件等を獲得するための営業推進業務及び上場を申請する者に対する指導業務に携わらないこと。
- ③ 上場適格性調査部門を担当する役員は、上場営業推進業務を行う部門及び上場指導業務を行う部門を担当しないこと。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第5条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第6条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第7条

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第8条

(7) 社内規則等の制定

幹事取引参加者は、上場適格性調査の実施及び上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な事項を定めた社内規則等を整備するものとする。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第9条

(8) 社内検査の実施

幹事取引参加者は、前(7)の社内規則等について、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

・取引参加者における上場適格性調査体制に関する規則第10条

2. 取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制の整備について

(1) 内部者取引に係る売買審査の強化

① 抽出基準の追加

取引参加者は、以下に掲げる銘柄及び顧客を当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出し、売買審査を行うものとする。

・取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則第4条第1号、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」

銘柄	顧客
当該取引参加者が重要事実の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客

② 当取引所への報告

取引参加者は、売買審査の結果、当該顧客に係る取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、その売買審査の結果及び顧客に対して行った措置を当取引所に報告するものとする。

・取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則第4条第5号

(2) 自己売買に係る管理

取引参加者は、自己の計算による売買について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとする。

・取引参加者規程第26条の2
・取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則第7条

(3) その他

その他、所要の改正を行う。

・取引参加者における不
公正取引防止のため
の売買管理体制に関
する規則第1条第2
項、第2条、第5条第
2号

Ⅲ. 施行日

平成21年4月1日から施行する。

以 上